## 医療情報取得加算に関する掲示について

2025年9月30日

西都児湯医療センターでは、患者様の薬剤情報や特定健診情報等の 診療情報を活用して質の高い医療の提供に務めている医療機関(医療 情報取得加算の算定医療機関)です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬を下記のと おり算定いたします。

区分	点数
初診時	I 点
再診時	l 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

地方独立行政法人西都児湯医療センター 院長